

問3 介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業）は廃止され、一般介護予防事業と介護予

防・生活支援サービス事業に再編されたが、新しい事業の関係性と実施にあたっての留意

点について説明されたい。

(答)

介護予防・日常生活支援総合事業は、一般介護予防事業において、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくことを基本としつつ、高リスクな高齢者に対しては個別の必要性に応じて介護予防・日常生活支援サービス事業を組み合わせて実施することができるようにしたものである。

すなわち、これからの介護予防におけるハイリスク・アブローチは単独で実施するのではなく、ポピュレーション・アブローチと組み合わせて一連のものとして実施することによって効果的なものとなる。

特に、訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）については、生活行為向上リハビリテーションの考え方と同様に、居宅訪問による生活行為課題のアセスメント、興味・関心チェックシートなどを活用した利用者本人の意欲把握と動機付け、サービス終了後の社会参加を見据えた保健・医療専門職によって提供される介護予防サービスを、一般介護予防事業と組み合わせて実施することが推奨される。

介護予防・生活支援サービス事業については、貴自治体におけるこれまでの二次予防事業の実績と課題点を総括した上で、住民主体の介護予防活動を進めつつ、地域の実情に応じてバリエーションよく展開されたい。

担当：老健局老人保健課介護予防係（内線 3946・3947）

# 国連連合会で実施する介護予防・日常生活支援総合事業にかかる 事業所評価加算の事務処理の流れについて

## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算算定にかかる事務処理

・ 介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」と言う。)における事業所評価加算の取扱については、平成28年4月18日付け介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&Aの問21において示しているところであるが、平成29年度分の評価基準値算出より、国保連システムにおける審査を実施可能とする。保険者においては、自保険者の取扱に基づき国保連システムの活用可否を判断することとする。

・ 総合事業に係る事業所評価加算の事務処理において、介護予防通所介護からの主な変更点は以下の通りである。

- ① 事業所による事業所評価加算の申出  
事業所から通所型サービスにおける事業所評価加算算定の申出があった場合、保険者(みなし)の場合は都道府県)は国保連に事業所評価加算の申出を行う。
- ② 保険者によるサービスコード異動連絡票の提出  
保険者は通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定額)における運的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス)について、当該サービスであることを把握するための設定を追加した総合事業サービスコード異動連絡票を国保連に提出する。
- ③ 国保連システムによる評価基準値の算出等  
通所型サービスの評価基準値算出には以下のサービス種類を含む。  
・ 介護予防通所介護  
・ 通所型サービス(みなし)  
・ 通所型サービス(独自)  
・ 通所型サービス(独自/定率)  
・ 通所型サービス(独自/定額)

更新・変更認定による改善、維持、悪化の判定を下表の通りとする。  
なお、平成28年4月18日付け介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&Aにおける問2(答)2(2)(参)の内容を本内容にて補足する。(補足箇所は網掛け)

| 元要支援2<br>の<br>状態<br>総<br>事業対象者 | 現在の状態 |      | 事業対象者 | 事業対象外(※) |
|--------------------------------|-------|------|-------|----------|
|                                | 要支援2  | 要支援1 |       |          |
|                                | A     | B    | A     | B        |
|                                | -     | A    | A     | B        |
|                                | A     | A    | A     | B        |

※要介護者になつた者を除く  
凡例: A…維持、B…改善、-…悪化

算定基準適合一覧表等の宛先は通所型サービスにおいては、保険者宛(通所型サービス(みなし)は都道府県宛)とする。

- ④ 地域包括支援センターにおける事務処理  
国保連から送付される「サービス提供終了確認情報登録者一覧表」および、国保連宛に送付する「サービス提供終了確認情報」に通所型サービスを含む。
- ⑤ 翌年度の事業所評価加算算定  
国保連から算定基準適合一覧表等を受領した保険者(通所型サービス(みなし)の場合は都道府県)は該当事業所において、指定する通所型サービスの事業所評価加算(決定)の届出を行う。  
保険者は通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定額)における事業所評価加算について、当該サービスであることを把握するための設定を追加した総合事業サービスコード異動連絡票を国保連に提出する。  
国保連システムにて、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定額)における事業所評価加算のサービスコードの審査チェックを行う。

上述のシステムの変更内容は別途システム事務連絡で通知する。

事務連絡  
平成29年6月28日

各都道府県介護保険主管部(局) 御中

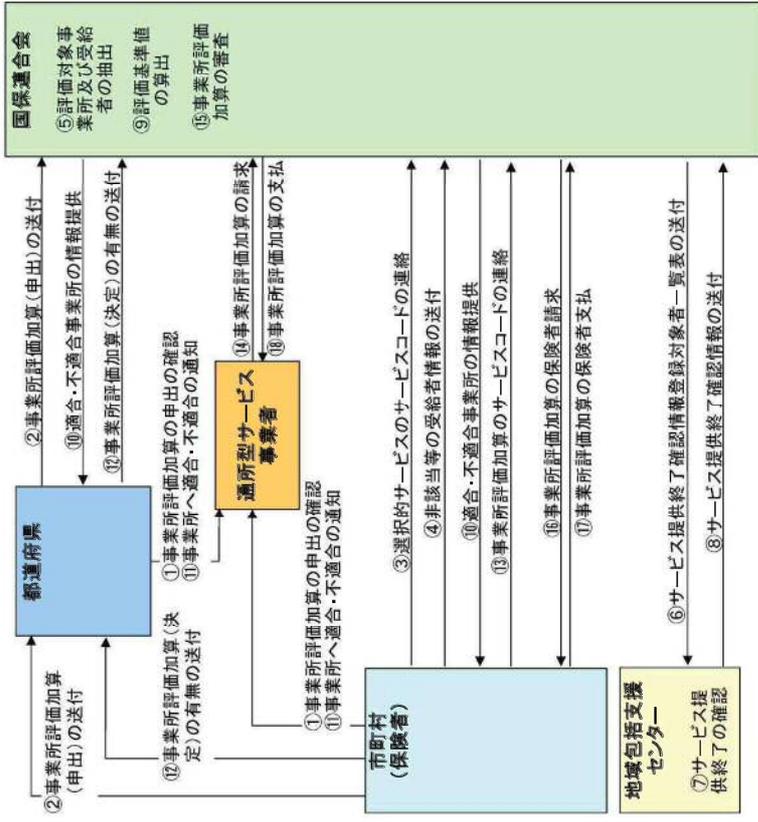
厚生労働省老健局振興課

介護予防・日常生活支援総合事業における事業所評価加算の請求に  
関する国民健康保険団体連合会における審査の実施について

平素より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスにおいて、市町村が事業所評価加算の設定を行った場合、加算算定の対象可否にかかる審査については、これまで市町村の事務とされておりまして、市町村における事務負担が大きくなり、市町村の事務負担の軽減を図ることは、別添のとおりとし、平成30年度に加算算定の対象可  
否にかかる審査(市町村における平成29年度の事務処理)より適用いたします。  
つきましては、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

<照会先>  
厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係  
TEL 03-5253-1111 (内線 3982、3986)  
FAX 03-3503-7894

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算算定にかかる事務処理の流れ



①～④は2頁の図に対応している。

| No. | 事務処理内容  |
|-----|---|
| ①   | 都道府県及び保険者が、通所型サービス事業者に、次年度の事業所評価加算の算定に申出の有無を確認する。<br>通所型サービス(みなし) ……都道府県<br>通所型サービス(みなし)以外 ……保険者  |
| ②   | 保険者・都道府県は、通所型サービス事業者の事業所評価加算(申出)の有無を「事業所異動連絡票情報」に設定し、国保連合会に送付する。<br>※保険者は、都道府県経由で送付する。  |
| ③   | 保険者は、選択的サービス(※)に設定したサービスコードを「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」に設定し国保連合会へ送付する。<br>※以下のサービスコードに相当する、独自(サービス種類A7、A8)のサービスコード<br>・65-5002:運動器機能向上加算<br>・65-5003:栄養改善加算<br>・65-5004:口腔機能向上加算<br>・65-5006:複数サービス実施加算 I 1<br>・65-5007:複数サービス実施加算 I 2<br>・65-5008:複数サービス実施加算 I 3<br>・65-5009:複数サービス実施加算 II                     |
| ④   | 保険者は、毎年10月末までに国保連合会に、非該当になった者の情報をそれぞれ以下のとおり提出する。<br>【要支援1、要支援2から非該当になった方】<br>(従来どおり)インタフェース仕様書解説書(保険者編 P15-2)「20.事業所評価加算の算定にかかるとの指標算出のための国保連合会への非該当者の情報送付について」に沿って提出。<br>【事業対象者から非該当になった方】<br>平成27年3月31日厚労省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に関する参考資料(確定版)」のIV資料7「平成27年度制度改正受給者異動連絡票作成(ターン)」の「ターン10」事業対象者から非該当へ変更の異動連絡票を提出」に沿って提出。 |

①～⑧は2頁の図に対応している。

| No. | 実施時期<br>(期限)       | 事務処理内容   |
|-----|--------------------|--|
| ⑤   | 毎年11月              | <p>国保連合会にて、国保連合会で保有する事業所台帳の「事業所評価加算(甲出)の有無」、受給者台帳の「要介護(要支援)状態」及び選択的サービス給付実績(サービス種類A6、A7、A8)を基に、評価対象事業所及び評価対象受給者を抽出する。</p> <p>サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表の送付</p> <p>※介護予防通所リハビリテーションとあわせて送付する。</p>   |
| ⑥   | 毎年11月中旬            | <p>国保連合会にて抽出した評価対象受給者のうち、要支援認定等で「維持」として判定された方については、地域包括支援センターに「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」(※)を送付する。</p>  |
| ⑦   | 毎年11月中旬<br>～12月上旬  | <p>サービス提供終了の確認</p> <p>地域包括支援センターは、「サービス提供終了確認登録対象者一覧表」の対象者について、ケアプランに定める目標に照らし、当該通所型サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認められるかどうかの確認を行う。その目標に照らし、特段の支障がないと認められるものであれば、「サービスの提供が終了した」として取扱う。</p> <p>※介護予防通所リハビリテーションと同様の確認を行う。</p>                                 |
| ⑧   | 毎年12月中旬            | <p>サービス提供終了確認情報の送付</p> <p>地域包括支援センターは、「サービス提供終了確認登録対象者一覧表」の対象者のうち、「サービスの提供が終了した」ものを「サービス提供終了確認情報」に記載し、国保連合会に送付する。</p>  |
| ⑨   | 毎年12月中旬            | <p>評価基準値の算出</p> <p>国保連合会は、抽出した評価対象受給者及び地域包括支援センターから送付されてきた「サービス提供終了確認情報」から評価基準値を算出する。</p>  |
| ⑩   | 毎年12月下旬            | <p>適合・不適合事業所の情報提供</p> <p>国保連合会は、保険者・都道府県宛に、事業所評価加算評価基準適合一覧表、事業所評価加算評価基準不適合一覧表を送付する。</p>  |
| ⑪   | 毎年12月下旬<br>～翌年2月上旬 | <p>事業所へ適合・不適合の通知</p> <p>保険者は、自保険者が指定した通所型サービス事業者に対して、「事業所評価加算算定基準判定結果通知書」を送付する。</p> <p>都道府県は、総合事業のみなし指定を受けた自都道府県の通所型サービス事業者に対して、「事業所評価加算算定基準判定結果通知書」を送付する。</p>   |
| ⑫   | 毎年4月末              | <p>事業所評価加算(決定)の有無の送付</p> <p>保険者・都道府県は、通所型サービス事業者の事業所評価加算(決定)の有無を「事業所異動連絡票情報」に設定し、国保連合会に送付する。</p> <p>※総合事業のみなし指定は、原則平成30年3月31日までとされているが、市町村によっては最大で平成30年3月31日まで有効とすることが可能なため、都道府県は結果通知書を受領し適合であった事業所については、上記対応を行うこととする。</p> <p>※保険者は、都道府県経由で送付する。</p> |

①～⑯は2頁の図に対応している。

| No. | 実施時期<br>(期限)                       | 事務処理内容   |
|-----|------------------------------------|--|
| ⑬   | 毎年4月末                              | <p>事業所評価加算のサービスコードの連絡</p> <p>保険者は、事業所評価加算(※)のサービスコードを「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」に設定し国保連合会へ送付する。(⑬選択的サービスのサービスコードの連絡)と同時期の対応も可能)</p> <p>※以下のサービスコードに相当する、独自(サービス種類A7、A8)のサービスコード<br/>・65-5005 事業所評価加算</p> |
| ⑭   | サービス提供年<br>月<br>翌月<br>10日まで        | <p>事業所評価加算の請求</p> <p>事業所評価加算の加算が可能となった通所型サービス事業者は、事業所評価加算のサービスコードを請求明細書に記載し、国保連合会に請求する。</p>  |
| ⑮   | サービス提供年<br>月<br>翌々<br>11～28日まで     | <p>事業所評価加算の審査</p> <p>国保連合会にて、国保連合会で保有する介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳上で「事業所評価加算」のサービスコードとなっているサービスコードと、事業所台帳の「事業所評価加算(決定)の有無」が一致している事業所における請求明細書の突合チェック(※)を行う。</p> <p>※平成30年4月サービス分以降より実施。</p>                     |
| ⑯   | サービス提供年<br>月<br>翌々<br>月<br>末<br>まで | <p>事業所評価加算の保険者請求</p> <p>国保連合会は、事業所評価加算を含めた介護予防・日常生活支援総合事業費を保険者に請求する。</p>   |
| ⑰   | サービス提供年<br>月<br>翌々<br>月<br>末<br>まで | <p>事業所評価加算の保険者支払</p> <p>保険者は、事業所評価加算を含めた介護予防・日常生活支援総合事業費を国保連合会に支払う。</p>  |
| ⑱   | サービス提供年<br>月<br>末<br>まで            | <p>事業所評価加算の支払</p> <p>国保連合会は、事業所評価加算を含めた介護予防・日常生活支援総合事業費を通所型サービス事業者に支払う。</p>  |

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
← 厚生労働省 老健局 振興課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算の届出  
にかかる取扱通知の一部改正について  
計4枚（本紙を除く）

Vol.595

平成29年7月4日

厚生労働省老健局振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3982/3986）  
FAX：03-3503-7894

老振発0628第1号  
平成29年6月28日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長  
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業所評価加算に関し、平成30年度の加算算定の対象可否の審査より、国民健康保険団体連合会による実施を可能とするに当たり、事業所が平成30年度以降の本加算を算定するため、平成29年10月15日までに本加算の届出について、標記通知を別添のとおりに改正し、同通知の別紙のうち、変更が生じる別紙1について改正後のものを添付するので、その取扱いについて遺漏なきよう貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いします。

(別添)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(変更点は下線部)

Table with 2 columns: 改正前 (Before Revision) and 改正後 (After Revision). The text describes changes to calculation standards for various services, including a new note (10) regarding '事業所評価加算' (Facility Evaluation Addition) for nursing prevention services.

(別紙1-4)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（保険者独自サービス）

事業所番号 (Facility Number) table with 10 empty columns.

Main table with 5 columns: 提供サービス (Service Provided), 施設等の区分 (Facility Category), 人員配置区分 (Staffing Category), その他該当する体制等 (Other Applicable Systems), and 割引 (Discount). It lists various services like A2 (訪問型) and A6 (通所型) with their respective staffing and discount details.



共生型サービス提供可能事業所 相互関係表

| 介護保険サービス名       | 相互関係 | 障害福祉サービス名   |
|-----------------|------|---|
| 通所介護            | ⇔    | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス<br><br>(注 主として重症心身障害児を通わせる事業所でそれぞれのサービスを提供する事業者を除く。) |
| 地域密着型通所介護       | ⇔    |   |
| 生活支援通所サービス      | ⇐    |   |
| 小規模多機能型居宅介護     | ⇒    |   |
| 看護小規模多機能型居宅介護   |      |   |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 |      |   |
| 訪問介護            | ⇔    | 居宅介護  |
| 生活支援訪問サービス      | ⇐    |   |
| 訪問介護            | ⇔    | 重度訪問介護  |
| 生活支援訪問サービス      | ⇐    |   |
| 通所介護            | ⇔    | 生活介護  |
| 地域密着型通所介護       | ⇔    |   |
| 生活支援通所サービス      | ⇐    |   |
| 小規模多機能型居宅介護     | ⇒    |   |
| 看護小規模多機能型居宅介護   |      |   |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 |      |   |
| 短期入所生活介護        | ⇔    | 短期入所  |
| 介護予防短期入所生活介護    | ⇔    |   |
| 小規模多機能型居宅介護     | ⇒    |   |
| 看護小規模多機能型居宅介護   |      |   |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 |      |   |
| 通所介護事業所         | ⇔    | 自立訓練(機能訓練)(者)<br>自立訓練(生活訓練)(者)  |
| 地域密着型通所介護       | ⇔    |   |
| 生活支援通所サービス      | ⇐    |   |
| 小規模多機能型居宅介護     | ⇒    |   |
| 看護小規模多機能型居宅介護   |      |   |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 |      |   |

# 共生型サービス 指定申請提出書類について

| 今現在指定を受けている障害福祉サービス    |   | ・居宅介護<br>・重度訪問介護 | ・生活介護<br>・自立訓練<br>・児童発達支援<br>・放課後等デイサービス | ・短期入所 |
|------------------------|---|------------------|--|-------|
|                        |   | ↓                | ↓  | ↓     |
| これから指定を受けようとしている介護サービス |   | 訪問介護             | 通所介護                                     | 短期入所  |
| 項番                     | 提出書類  |                  |  |       |
| 1                      | <input type="checkbox"/> 指定・許可（更新）申請書       | ◎                | ◎  | ◎     |
| 2                      | <input type="checkbox"/> 事業所の指定に係る記載事項（付表）  | ◎                | ◎  | ◎     |
| 3                      | <input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書          | 省略               |  |       |
| 4                      | <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | ◎                | ◎  | ◎     |
| 5                      | <input type="checkbox"/> 資格証等の写し            | ◎                | ◎  | ◎     |
| 6                      | <input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し・法人役員従事申立書 | 省略               |  |       |
| 7                      | <input type="checkbox"/> 配置医師の契約書の写し        |                  |  | 省略    |
| 8                      | <input type="checkbox"/> 組織体制図              | ◎                | ◎  | ◎     |
| 9                      | <input type="checkbox"/> サービス提供責任者経歴書       | 省略               |  |       |
| 10                     | <input type="checkbox"/> 管理者就任承諾及び誓約書       | ◎                | ◎  | ◎     |

| 今現在指定を受けている障害福祉サービス    |   | ・居宅介護<br>・重度訪問介護 | ・生活介護<br>・自立訓練<br>・児童発達支援<br>・放課後等デイサービス | ・短期入所 |
|------------------------|---|------------------|--|-------|
|                        |   | ↓                | ↓  | ↓     |
| これから指定を受けようとしている介護サービス |   | 訪問介護             | 通所介護                                     | 短期入所  |
| 項番                     | 提出書類  |                  |  |       |
| 11                     | <input type="checkbox"/> サービス提供責任者就任承諾及び誓約書       | ◎                |  |       |
| 12                     | <input type="checkbox"/> 実務経験証明書（管理者）             |                  | ○  | ○     |
| 13                     | <input type="checkbox"/> 実務経験証明書（サービス提供責任者）       | ○                |  |       |
| 14                     | <input type="checkbox"/> 実務経験証明書（生活相談員）           |                  | ○  |       |
| 15                     | <input type="checkbox"/> 事業所の位置図                  | 省略               |  |       |
| 16                     | <input type="checkbox"/> 事業所の平面図                  | 省略               |  |       |
| 17                     | <input type="checkbox"/> 専用施設の写真                  | 省略               |  |       |
| 18                     | <input type="checkbox"/> 設備・備品等写真                 | 省略               | ○※                                       | 省略    |
| 19                     | <input type="checkbox"/> 運営規程                     | ◎                | ◎  | ◎     |
| 20                     | <input type="checkbox"/> 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | 省略               |  |       |
| 21                     | <input type="checkbox"/> サービス提供実施単位一覧表            |                  | ◎  |       |

| 今現在指定を受けている障害福祉サービス    |  | ・居宅介護<br>・重度訪問介護 | ・生活介護<br>・自立訓練<br>・児童発達支援<br>・放課後等デイサービス | ・短期入所 |
|------------------------|--|------------------|--|-------|
|                        |  | ↓                | ↓  | ↓     |
| これから指定を受けようとしている介護サービス |  | 訪問介護             | 通所介護                                     | 短期入所  |
| 項番                     | 提出書類   |                  |  |       |
| 22                     | <input type="checkbox"/> 建物登記事項証明書・賃貸借契約書の写し       | 省略               |  |       |
| 23                     | <input type="checkbox"/> 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類    | ◎                | ◎  | ◎     |
| 24                     | <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） | ◎                | ◎  | ◎     |
| 25                     | <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）   | ◎                | ◎  | ◎     |
| 26                     | <input type="checkbox"/> 事業所規模に係る届出書               |                  | ◎  |       |
| 27                     | <input type="checkbox"/> 各種加算届出書その他請求に関する添付書類      | ◎                | ◎  | ◎     |
| 28                     | <input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約書等の写し           |                  |  | 省略    |
| 29                     | <input type="checkbox"/> 誓約書                       | ◎                | ◎  | ◎     |
| 30                     | <input type="checkbox"/> 個別計画書の様式                  | ◎                | ◎  |       |
| 31                     | <input type="checkbox"/> 建築物関連法令協議記録報告書            | ◎                | ◎  | ◎     |
| 32                     | <input type="checkbox"/> パンフレット・リーフレット（チラシ）等       | 省略               | 省略                                       | 省略    |

| 今現在指定を受けている障害福祉サービス    |  | ・居宅介護<br>・重度訪問介護 | ・生活介護<br>・自立訓練<br>・児童発達支援<br>・放課後等デイサービス | ・短期入所 |
|------------------------|--|------------------|--|-------|
|                        |  | ↓                | ↓  | ↓     |
| これから指定を受けようとしている介護サービス |  | 訪問介護             | 通所介護                                     | 短期入所  |
| 項番                     | 提出書類   |                  |  |       |
| 33                     | <input type="checkbox"/> 指定更新申請に係る届出事項確認書                | —                | —  | —     |
| 34                     | <input type="checkbox"/> 指定（更新）申請に係る自己点検表                | ◎                | ◎  | ◎     |
| 35                     | <input type="checkbox"/> 児童福祉法又は障害者総合支援法に基づく指定（更新）通知書の写し | ◎                | ◎  | ◎     |

※指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮する必要があります。

※なお、**その他必要な書類の提出を求める場合があります**ので、予めご承知おきください。

「他の関係施設から、要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること」を確認するための書類(岡山市様式)等を求めます。

(市様式)  
岡山市長 様

必要な技術的支援について

(事業所名 )において、平成 年 月 1日  
から指定を受け、共生型 ( )を実施するに当たり、利用者  
に対して適切なサービスを提供するため、下記のとおり、指定  
( )事業所その他関係施設から、必要な技術的支援を受ける  
こととします。

1 支援をする主な事業所その他関係施設

支援事業所 1 事業所等名称 : \_\_\_\_\_  
提供サービス : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_  
支援事業所 2 事業所等名称 : \_\_\_\_\_  
提供サービス : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_

2 支援内容

○共生型サービスを適切に提供するために得べき知識、技術等について、  
どんな支援を受けるか。

(例)・利用者に対するコミュニケーション技術(言語的・非言語的)

- ・介護技術(食事、着替え、入浴、排せつ、清拭等)
- ・転倒等事故防止に対する知識・介護技術
- ・認知症に対する知識・介護技術
- ・介護・障害のそれぞれの制度の違い
- ・サービスの質の確保に留意している点
- ・事故等の安全面で注意している点

○その必要な知識や技術を得るために、1の支援事業所等からどのような支  
援を受ける予定であるか。

1の支援事業所等が実施する研修や勉強会に参加する。  
(  月に1度、 数か月に1度(1回/ か月))  
(主な研修の具体的内容 : )  
※当該支援事業所等の研修計画書の写しを添付することでも可。

1の支援事業所等における、現場見学・実習の実施  
・頻度 \_\_\_\_\_ 回/(年・月)  
・1度の予定時間 \_\_\_\_\_ 時間程度  
・見学する職員数 \_\_\_\_\_ 人  
・見学することの主な目標 \_\_\_\_\_

1の支援事業所等からの助言・指導の助言・指導

- 職員に来てもらって助言・指導を受ける
- 電話、メール、文書等で指導を受ける

その他(具体的に記載すること)

平成 年 月 日

所在地

申請者

名称

代表者名

印

(注意事項)

- ・本様式の内容については、指定後の実地指導等により、支援の進捗状況等の確認を行います。具体的な共生型サービスの実利用人数や、それに見合う対応が適切に行える体制が整えられているか、あるいは実際に行えているのかどうか等の観点から、聞き取りや書面による確認を行う予定です。
- ・指定後1年を経過した時点で、別紙様式により報告を求めます。

(別紙様式)

## 必要な技術的支援について(報告)

(事業所名 )において、平成 年 月1日から指定を受け、共生型( )を実施しておりますが、利用者に対して適切なサービスを提供するために、事業所等名称:指定( )事業所その他関係施設から受けた、必要な技術的支援等について報告します。

1 現時点での共生型サービス利用実人数 \_\_\_\_\_人

2 支援をする主な事業所その他関係施設から受けた技術的支援

当該支援事業所等が実施する研修や勉強会に参加。

| 参加年月   | 参加人数 | 具体的内容 |
|--------|------|-------|
| 平成 年 月 | 人    |       |

当該施設等において、現場見学・実習を行った。

| 参加年月   | 参加人数・時間   | 見学・実習の内容 |
|--------|-----------|----------|
| 平成 年 月 | 人<br>時～ 時 |          |
| 平成 年 月 | 人<br>時～ 時 |          |
| 平成 年 月 | 人<br>時～ 時 |          |
| 平成 年 月 | 人<br>時～ 時 |          |
| 平成 年 月 | 人<br>時～ 時 |          |

\* 表中にすべて記入できない場合は、別紙に記入して添付して下さい。

その他、当該支援事業所等から得た助言や指導、それによる問題解決の具体的内容等

[ ]

3 2の支援内容を踏まえた、自事業所における資質の向上等について

・支援により得られた知識や技術等を自事業所の職員間等で共有できているか。  
(  できている  概ねできている  あまりできていない)

・共生型サービスを提供するに当たり、得られた知識や技術をどう活かせたか。

[ ]

・共生型サービスを提供する中で、必要だ、あるいは不足していたと感じた知識や技術はあるか。また、その具体的な内容は何か。

[ ]

・共生型サービスを提供するに当たり、事故や苦情は発生したか。また、その具体的な内容は何か。

[ ]

4 ① 3の内容を踏まえ、より適切な共生型サービスを提供する上で、どのような技術的支援等が必要と考えるか。

[ ]



記載例 2.5

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付... 指定生活介護事業所(93/100)と指定児童発達支援事業所(90/100)が同一事業所番号で通所介護の共生型サービスを提供した場合の請求明細書

申請書フォーム: 公費負担番号, 公費受給者番号, 被保険者情報, 事業所情報, 所在地, 連絡先

居宅サービス計画: 1. 居宅介護支援事業者作成, 2. 被保険者自己作成

サービス内容表: サービス内容, サービスコード, 単位数, 回数, サービス単位数

請求明細表: サービス種別, サービス単位数, 回数, サービス単位数, 給付率

記載例 2.6

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付... サービス提供体制強化加算・処遇改善加算を

申請書フォーム: 公費負担番号, 公費受給者番号, 被保険者情報, 事業所情報, 所在地, 連絡先

居宅サービス計画: 1. 居宅介護支援事業者作成

サービス内容表: サービス内容, サービスコード, 単位数, 回数, サービス単位数

請求明細表: サービス種別, サービス単位数, 回数, サービス単位数, 給付率

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中  
← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、  
高齢者支援課、振興課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提  
供する場合の取扱いについて

計14枚（本紙を除く）

Vol.678

平成30年9月28日

厚生労働省老健局  
総務課認知症施策推進室、  
高齢者支援課、振興課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3979）  
FAX：03-3503-7894

老推発 0928 第1号  
老高発 0928 第1号  
老振発 0928 第1号  
老老発 0928 第1号  
平成30年9月28日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
（ 公 印 省 略 ）  
高 齢 者 支 援 課 長  
（ 公 印 省 略 ）  
振 興 課 長  
（ 公 印 省 略 ）  
老 人 保 健 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が抱える多様なニーズに対応したサービスを提供することが必要である。そのためには、介護保険制度に基づくサービス（以下「介護保険サービス」という。）の充実に加え、介護保険給付の対象とはならないものの、高齢者のニーズに対応するサービス（以下「保険外サービス」という。）の充実を図ることも重要である。

介護保険制度では、高齢者が抱える多様なニーズに柔軟に対応できるよう、一定の条件下で、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することを認めているが、その具体的な運用については、地方自治体間で差異が見られ、そのことが事業者が両サービスを柔軟に組み合わせて提供する際の障壁になっているとの指摘がある。そのため、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定。以下「規制改革実施計画」という。）において、「訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理」等について、平成29年度に検討・結論、平成30年度上期中に、一覧性や明確性を持たせた通知を发出し、周知を図ることとされた。

これを受けて、平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業」において、介護保険サービスと保

保険外サービスの柔軟な組合せの実現を図る観点から、訪問介護における、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関する現行ルールの整理や、通所介護における、サービス提供中の利用者に対し保険外サービスを提供する際のルールの在り方の検討・整理等を行った。

これを踏まえ、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いを下記のとおり示すので、管内市町村等へ周知するとともに、適切な運用に努められたい。

なお、介護保険サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することや、特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについては、単に生活支援の利便性の観点から、自立支援・重度化防止という介護保険の目的にそぐわないサービスの提供を助長するおそれがあることや、家族への生活支援サービスを目的として介護保険を利用しようとするなど、利用者本人のニーズにかかわらず家族の意向によってサービス提供が左右されるおそれがあること、指名料・時間指定料を支払える利用者へのサービス提供が優先され、社会保険制度として求められる公平性を確保できなくなるおそれがあること等が指摘されており、認めていない。厚生労働省においては、規制改革実施計画に基づき、引き続き上記の課題の整理等を行うこととしている。

本通知の内容については、国土交通省自動車局並びに厚生労働省医政局、保険局及び健康局と協議済みであることを申し添える。

なお、通所介護事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供については、国土交通省自動車局旅客課より「通所介護に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」（平成30年9月28日付事務連絡）（別添）が発出されているので、併せて参照されたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

## 記

### 第一 共通事項

保険外サービスについては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号。以下「基準解釈通知」という。）等において、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いを示しており、例えば訪問介護については以下のとおりである。

「介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービ

スについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。」

本通知は、事業者が介護保険サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせて提供できるよう、介護保険サービスと保険外サービスの組み合わせとして想定される事例ごとに、上記の基準に基づく具体的な取扱いを示すものである。

### 第二 訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合について

#### 1. これまでの取扱い

訪問介護については、前述の基準解釈通知に加え、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日老振発第76号）において、「保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者の間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である」旨示しているところである。

#### 2. 訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合の例

訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合としては、訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供する場合と、訪問介護の提供中に、一旦、訪問介護の提供を中断した上で保険外サービスを提供し、その後に訪問介護を提供する場合がある。例えば以下のようなサービスの提供が可能である。

- ① 訪問介護の対象とはならないサービスを利用者本人に提供
  - ・ 訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、草むしり、ペットの世話のサービスを提供すること
  - ・ 訪問介護として外出支援をした後、引き続き、利用者が趣味や娯楽のために立ち寄る場所に同行すること
  - ・ 訪問介護の通院等乗降介助として受診等の手続を提供した後に、引き続き、介護報酬の算定対象とならない院内介助を提供すること
  - ※ 介護報酬の算定対象となる、訪問介護における院内介助の範囲については、「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成22年4月28日付事務連絡）を参照すること
- ② 同居家族に対するサービスの提供
  - ・ 訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、同居家族の部屋の掃除、同居家族のための買い物のサービスを提供すること